

宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

宇和島市に住所を有する 40 歳以上 74 歳以下の者で、特定保健指導または重症化予防事業の対象者に対し、生活習慣病の改善、疾病の重症化予防を目的とした宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務の受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務

(2) 業務内容

別に定める宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務仕様書によるものとする
こと。

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託費用限度額

1 人あたり 20,500 円（うち消費税及び地方消費税額込み）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、宇和島市内に事業所を有する法人等で、次のすべての要件を満たした法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から応募申請書類提出日までのいずれの日においても、宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年告示第 97 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 市税のほか、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 法人及びその役員が、宇和島市暴力団等排除条例に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等でないこと、及び暴力団、暴力団員、暴力団員等又は、暴力団経営支配法人等と密接な関係を有していないこと。

5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間または期日
1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和6年2月1日(木)
2. 応募書類等の交付	令和6年2月1日(木)から2月15日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)
3. 公募(実施要領等)に関する質疑受付	令和6年2月1日(木)から2月8日(木)まで
4. 実施要領等に関する質疑回答	令和6年2月15日(木)午後5時15分まで
5. 応募書類の提出期限	令和6年2月22日(木)午後5時15分まで
6. 書類の不足、不備の確認、再提出依頼	令和6年2月下旬
7. 審査結果の通知	令和6年3月上旬
8. 契約の締結	令和6年4月1日

6 応募申請書類作成要領等

応募申請書類等を提出する者(以下「応募者」という。)は、次に定めるところにより応募申請書を作成し、提出するものとする。

(1) 応募申請書類作成内容 応募申請書類は、次の事項について記入すること。

- ① 法人等に関する事項について説明すること。
- ② 実施内容について説明すること。
- ③ 安全管理体制等について説明すること。

(2) 提出書類

宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務応募申請書(様式第1号)及び配布資料(案)、納税状況調査及び暴力団員等調査同意書

(3) 応募申請書の交付

① 交付場所

〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市保険健康課 成人保健係

電話番号 0895-24-1111(内線2101)

② 交付期間

令和6年2月1日(木)から2月15日(木)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く。)

③ その他 宇和島市ホームページからダウンロードによる取得も可能。

(4) 提出方法等

① 提出期限

令和6年2月22日(木)午後5時15分まで

② 提出先

6-(3)-①に同じ。

- ③ 提出方法
持参または郵送（提出期限必着）により提出する。
- ④ 応募申請書類等の著作権等の取扱い
 - ア 応募申請書類等の著作権は、当該応募申請書類等を作成した者に帰属するものとする。
 - イ 宇和島市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、応募者から提出された応募申請書類等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
 - ウ 宇和島市は、応募者から提出された応募申請書類等について、宇和島市情報公開条例（平成 22 年宇和島市条例第 25 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

7 質疑応答等

- (1) 応募申請書類等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出するものとする。
 - ① 提出書類
質疑応答書（様式第 2 号）
 - ② 提出期間
令和 6 年 2 月 1 日(木)から 2 月 8 日(木)まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）
 - ③ 交付場所
6-(3)-①に同じ。
 - ④ 提出方法
ファクシミリ・電子メール又は持参により提出する。ファクシミリ・電子メールで提出する場合は、提出後に必ず電話により受信確認を行うこと。
宇和島市 保健福祉部 保険健康課 成人保健係
電話番号 0895-24-1111（内線 2101）
FAX : 0895-24-1124
メールアドレス : tokuho@city.uwajima.lg.jp
 - ⑤ 回答方法
令和 6 年 2 月 15 日(木)午後 5 時 15 分までに宇和島市ホームページに掲載する。

8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 実施要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

9 応募申請書類等の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置

応募申請書類等の審査、評価及び特定を行うため、宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査項目及び評価基準

別紙1「宇和島市フィットネスジム等連携保健指導業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査会において、(2)の審査項目及び評価基準により、各委員の評価がすべて「適」と認められる者について、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

(4) 審査結果の通知

受託候補者の特定に係る審査結果は、速やかに応募者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

(5) 審査結果の公表

受託候補者の特定にかかる審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

10 契約に関する基本事項

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を確定させたうえで契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 当該事業に係る予算が議決されない場合等、契約手続等を中止する場合がある。
- (2) 応募申請書類等の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された応募申請書類等は返還しない。
- (4) 提出された応募申請書類等は、応募者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。